

消防団員に交付した源泉徴収票の誤記載について

1 概要

消防団員の報酬の取り扱いについて、令和4年3月23日に「非常勤消防団員の報酬等の基準」等の一部改正があり、あわせて、同日付けで国税庁より「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正が発出され、令和4年4月1日からは「年中の支給額が5万円までの部分については、課税しなくて差し支えない」とされており、源泉徴収票の支払金額欄には非課税分を除いた金額を記載すべきところ、非課税分を含めた金額を記載していました。支払金額欄の誤記載により町・県民税等を多く納付されている消防団員がいることが判明しました。

2 判明の経緯

他自治体が同様の事例を公表したことを受け、当町の状況を調査したところ、当町においても同様の取り扱いをしていることが判明しました。

3 影響範囲

(1) 誤記載の期間

令和4年分から令和6年分までの源泉徴収票

(2) 影響額と影響人数

	町・県民税	人数
令和4年分	541,300 円	275 人
令和5年分	827,000 円	304 人
令和6年分	当初賦課前に修正のため影響なし	
合 計	1,368,300 円	579 人

4 今後の対応

- (1) 期間中の源泉徴収票を送付した全団員に対し、訂正後の源泉徴収票を送付します。
- (2) 町・県民税の過徴収金が生じた団員に対し、更正通知書と還付通知書を送付し、過徴収金を還付します。

5 再発防止に向けた対策

今後、消防団員報酬の支給事務に当たり、源泉徴収票の作成手順や留意点の再点検、複数職員による確認体制の強化、関係機関との連携強化など、法令を遵守する適切な事務執行体制を確立し、再発防止に向けた取り組みを一層強化してまいります。